様式Ａ－１

申請等に対する処分一覧表

（令和８年（２０２６年）２月４日作成）

［所管：児童相談所］

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	児童福祉法	第３３条の６	児童自立生活援助の実施	B	A
2	豊中市児童福祉法施行細則	第２７条	措置児童保護者負担金の減免	B	A
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>児童自立生活援助の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童福祉法第 33 条の 6 第 1 項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>関係条項</td><td>児童自立生活援助事業実施要綱</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。
(1)　義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「措置解除者等」という。）のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。
①　小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者
②　母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
③　児童自立生活援助の実施を解除された者
④　法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を解除された者
⑤　①から④に掲げる児童等以外の児童等であって、都道府県知事が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者
(2)　満 20 歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、やむを得ない事情（※）により法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。
①　児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
②　母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
③　児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
④　児童相談所、里親支援センター及び法第 11 条第 4 項の規定により里親支援事業（法第 11 条第 1 項第 2 号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者による自立のための援助（ア</td></tr>
</table>

		フターケア）を受けている者 （※）やむを得ない事情とは、次のいずれかに掲げるものとする。 ①　次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校 イ　学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。） ウ　学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第２項に規定する高等部に限る。） エ　学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。） オ　学校教育法第 108 条第２項に規定する短期大学 カ　学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校 キ　学校教育法第 124 条に規定する専修学校 ク　アからキに規定する教育施設に準ずる教育施設 ②　次のいずれかに該当する者であること ア　試用期間中の者 イ　試用期間の満了後間がない者 ウ　その他就労後間がない者 ③　次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であることこと ア　社会的養護自立支援拠点事業を利用 イ　公共職業安定所における就職に関する相談 ウ　求人者との面接 エ　アからウに掲げる活動に準ずる活動 ④　疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること
	参考事項	
	設定等年月日	令和７年４月１日設定（　　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　２０日　（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間　　日　（　　事務所） 処分期間　　２０日　（こども未来部児童相談所）
	設定等年月日	令和７年４月１日設定（　　年　月　日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処 分 名</td><td>措置児童保護者負担金の減免</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>豊中市児童福祉法施行細則第 27 条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課（室）係名</td><td>こども未来部児童相談所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>豊中市児童福祉法施行細則第 27 条</td></tr>
<tr><td>基　準</td><td>市長は，納入義務者が次の各号のいずれかに該当し，特に必要があると認めるときは，徴収金を減免することができる。
(1)　死亡したとき。
(2)　失業又は廃業等により生活が困難となったとき。
(3)　災害により資産に損害を受け，生活が困難となったとき。
(4)　前 3 号に掲げるもののほか，特別の事情があるとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和７年４月１日設定（　　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>総日数　２０日　（注：休日は含まない）</td></tr>
<tr><td>内訳</td><td>経由期間　　日　（　　事務所）
処分期間　　２０日　（こども未来部児童相談所）</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和７年４月１日設定（　　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>